

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
和歌山県

- 2 構造改革特別区域の名称
新ふるさと創り特区

- 3 構造改革特別区域の範囲

和歌山市及び打田町の区域の一部（コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク）並びに橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町、美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

（１）和歌山県は、関西大都市圏の外環部として発展している紀ノ川流域の紀北地域と森林や清流などの豊かな自然に恵まれた紀中・紀南地域がある。

（２）紀北地域は、和歌山県と大阪府との府県境に面した県の玄関とも言える地域であり、関西国際空港、近畿自動車道、和歌山下津港という交通拠点を擁し、泉佐野岩出線や泉佐野打田線、国道３７１号といった府県間を結ぶ道路や南海高野線等の交通基盤により、大都市圏との交流が活発で、大阪のベッドタウンとして県内における数少ない人口増加地域でもある。

また、気候的には、全国的に温暖・日照時間の長いといった地域特性を有し、紀ノ川流域は古くから桃・柿などの果樹栽培などの農業が盛んな地域であったが、大阪府のベッドタウン化による労働力の地域外流出と基幹産業である農業の後継者不足や担い手の高齢化等による農地の遊休地化への対応が喫緊の課題となっており、都市と地方との交流を図り、安全安心な食の生産拠点・交流拠点として地域産業の新たな展開を図ろうとしている地域である。

さらには、紀ノ川流域は空海が開いた高野山を始め、中世では鉄砲衆として名を馳せた根来寺、近世では日本の医学の祖とも言える華岡青洲の里をはじめ多くの歴史文化に恵まれた地域であり、都市圏からの観光客等も多い地域でもある。

（３）紀中・紀南地域は、総面積に対する森林面積割合が全国６位である本県の中でも、紀伊山地の緑豊かな深い山々や清流を擁する日本のふるさとの原郷とも言える地域であり、また、少子高齢化の大きな流れの中、老年人口割合が２０％での本県の中でも、同割合が３７％という古座川町を筆頭に全国

に先駆けて過疎化が進む振興山村地域である。

また、熊野地方は平安時代は「蟻の熊野詣」と言われるほど、当時の上皇などが京都からはるばる訪れた熊野本宮大社など歴史文化の宝庫であり、現在、高野熊野地域を「紀伊山地の霊場と参詣道」として、平成16年の世界遺産登録を目指している。

こうした日本のふるさとの原郷とも言える本地域では、「癒し」(平成11年南紀熊野体験博のサブテーマとして使用し、同年流行語大賞受賞)を求め、いわゆるイターン者が多く、特に、那智勝浦町の色川地区においては、既に100人以上にのぼるなど従来からイターン者を積極的に受け入れてきたところである。さらに、一昨年末、森林環境の整備保全で新たな雇用を創出し、地域を活性化することを目的に、和歌山県が提唱・推進し、最近のデフレ経済が進行する中、大都市圏の失業者対策として昨年の補正予算により国の政策にも取り入れられた「緑の雇用事業」を積極的に展開しており、より一層のイターン者の受け入れを推進している地域である。

特に、平成14年度においては、「緑の雇用創出モデル地域」を指定するなど、都市住民の定住に積極的に取り組んだところ、新たに120人以上のイターンを受け入れ、定住促進による地域活性化に取り組んでいる地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

欧米へのキャッチアップを目指した20世紀型の経済発展過程を通して、経済的・物的豊かさは東京を頂点とする「都市」に集積する一方、自然や歴史文化、地域に根ざした人々とのふれあいを通して得られる癒しと感動、清浄な水や空気、本物の食を味わえる安心と喜び、美しい生活空間で自己実現に挑む充実感といった心の豊かさは、過疎化・高齢化が加速する「地方」が辛うじて保持するという形で分断されてきた。

今後は、このような「都市」対「地方」という対立の構図を止揚し、相互の役割を適正に評価しつつ、新たな共生・補完システムを構築することが喫緊の課題であると考えます。

こうした基本認識のもと、「地方」である和歌山県として、その優れた自然環境や歴史文化資源などの地域特性を活かし、地域での創意工夫をこらした多様なつながりの中で、本来の地縁・血縁に関係なく、都市の住民と地方の住民との間に「心の絆」を築くことによって、都市住民にとっての「ふるさと」としての役割を担うべく、「新ふるさと創り」に取り組んでいるところである。

本計画は、この「新ふるさと創り」の実現に向けて、都市住民との交流、さらにはイターンを促進するとともに、地域の自立を支える地域資源を活かした新たな産業を創出する上で必要となる規制の特例措置の導入と関連事業を総合的に実施するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、本県の豊かな自然や多彩な歴史文化、豊富な食材といった「和歌山県の地域資源を活用」し、「都市」と「地方」の相互理解を深めるなど「都市との交流」を発展させ、互いに協力・協働して、ひいては「Ｉターンを促進」といった「都市」と「地方」の新たな共生システムを構築し、「都市」から「地方」への人口の逆流動を図る国民的運動への展開を図り、安全安心な食の生産拠点・交流拠点を形成することや癒しの定住拠点づくりを行うことにより「新ふるさと創り」を展開し、地方からの構造改革を推進するものである。

具体的には、安全安心な食の生産拠点・交流拠点の形成については、「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」「土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業」により、大都市圏との近接性や長い日照時間などの地域特性を活かせる紀の川流域において、都市住民を本県へ呼び込む農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した起業などの新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流促進を目指すことである。

また、Ｉターンを促進する癒しの定住促進拠点の形成については、本県が推進する「緑の雇用事業」と併せて、Ｉターン者が定住できる条件整備として、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」また今後新たに追加される予定の「農地法に規定する最低取得面積要件緩和措置」などを総合的に推進し、都市から地方への定住を促進する地方定住型拠点の形成を目指すものである。

このように、都市と地方の交流、ひいては都市から地方への定住といった、人口の逆流動を起こす「新ふるさと創り」を推進することにより、ひいては「21世紀の都市と地方の共生モデル」として全国に波及する「都市と地方」の関係の構造改革に繋げるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 紀の川食と緑の交流促進エリア（和歌山市及び打田町の区域の一部（コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク）並びに橋本市、粉河町、貴志川町及び岩出町の全域）では、特区区域に隣接し、既に営業中の農産物直売所に大阪府等から連日約3000人程度の大勢の客が買い物に来て既に年商20億円という実績もあることから、安全・安心な農産物や、週末等を利用した農業体験、自然体験型観光等に対する都市住民のニーズは高いと考えられ、特区において実施する市民農園の賃貸料収入に加え、物産販売収入や歴史文化施設への入場料収入など、地域全体への経済波及効果とともに、安心・安全な食や農業体験、自然体験さらには歴史文化探訪などにより、当該エリア

において平成16年度には平成13年度実績と比較して5%以上の入り込み客の増加を見込むなど紀の川流域の多様な地域資源を総合的に活用した交流圏の形成が見込まれる。

また、本県の特性である長い日照時間や大規模用地の集約利用等を活かし、森林や景観等と調和した新しいタイプの生産・交流拠点が形成されることを見込んでいる。特に、コスモパーク加太においては、カゴメ(株)がアジア最大規模(温室20ha)のトマトの生産拠点の立地を予定しているが、ここで生産される和歌山の太陽の恵みをたっぷりと受けた新鮮で安全な約6000トンのトマトの大半は、近畿圏・中部圏の「都市」住民に提供され、「食」を通じた和歌山の地域ブランド化を図るとともに都市住民への工場施設の見学コース設定や周辺における緑地公園・花畑等交流空間の整備により、安全安心な食と緑を活かした都市と地方の新たな交流拠点の形成が見込まれる。

こうしたことにより、今後5年間で、特区区域において1995年から2000年の間に増加した耕作放棄地の面積(4,782アール)の約30%の面積の遊休農地が活用されることが見込まれる。

- (2) 緑のイターン促進エリア(美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域)では、既に緑の雇用事業により、県外から平成14年度に約120名のイターン者を受け入れるとともに、本県の事業としても18事業約17億円を投入し、定住促進のための住宅建設、森林の整備による緑の環境創造、担い手育成などを通じて、環境の保全で新たな雇用を創出し、中山間地域の活性化に取り組んでいるが、今回の特別区域の設定により、イターン者が栽培した農産物が有害鳥獣による深刻な被害から免れ、今後、特定事業とされる予定の農地法の最低取得面積要件の緩和事業の導入により、定住に不可欠な生産基盤である農地の確保が期待できる。

こうしたことにより、平成15年度には平成14年度のイターン者の定着を含め約300人のイターンを目指し、当面は約400人を目途とした「都市」から「地方」への人口流動により、森林の保全による国土保全、都市と地方の共感に満ちた関係の創出、地域のコミュニティの維持などにより、地域全体の活性化が見込まれる。

以上、「新ふるさと創り」の中で、それぞれの拠点整備を推進することにより、都市と地方の交流、さらにはイターン者の定住、定着が都市から地方への人口の逆流動を含め、新たな都市と地方の共生関係を構築する構造改革が及ぼす経済的社会的効果は多大であると考えている。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法

人への貸付け事業

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必 要と認める事業

(1) 農地法に規定する最低取得面積要件(50アール)の緩和措置の導入

構造改革特区の第2次提案募集後に特区として実施されることとなった「農地法に規定する最低取得面積要件(50アール)の緩和措置」について、Iターンを希望する都市住民が、自給的若しくは副業的に農業を行うことで収入源の強化を図り、定住しやすい条件を整えるため、本特区内で実施する特定事業として、その導入を推進する。

(2) 紀ノ川緑の歴史回廊推進事業

紀ノ川流域に残された貴重な文化遺産と周辺の観光施設等を面的に一体として「紀ノ川緑の歴史回廊」と位置付け、本流域の歴史や文化が持つ観光資源としてのポテンシャルを県内外に強くアピールする。

(3) 新ふるさと創り事業

ア 的確なニーズ把握・情報発信

都市住民の農山村等への交流・定住ニーズの高まりに対応し、都市住民(顧客、消費者)の具体的なニーズを把握し、地域で体験農園や産地直売、体験観光等に取り組む事業者や実施団体にフィードバックさせる仕組みづくりに取り組む。

イ 都市との交流事業

グリーンツーリズムなどの都市農村交流型アグリビジネス支援等により体験型観光を振興するとともに、自治体間交流や学校間交流など地縁や血縁だけにとられない交流を推進する。

ウ 地域資源の有効活用・積極的活用

地域が持つ自然や人、歴史・文化、生活風土、催し物、食べ物などの資源を新たな視点で見直し、新たな産業興しやブランド化を推進する。

エ 緑の雇用事業等を活用した総合的な定住政策

森林整備など環境をキーワードにした雇用機会の創出や新たな田舎型ビジネスの創業を支援するとともに、新世紀山村居住モデル実験事業や緑の雇用担い手住宅整備など住環境整備を推進する。

オ Iターン者等の受け入れ体制整備

Iターン希望者等の円滑な定住を促進するため、地域住民が一体となって定住に関する相談やアドバイス等の支援活動を行う「人づくり」・「組織づくり」とともに、Iターン者等への就農支援資金の貸し付け、農林業技術研修などによる人材の育成を推進する。

(4) インフラ整備等食と緑の工場整備事業

ア 安全・安心な食のハイテク生産工場の立地に必要な用・排水施設などインフラ整備を支援する。

イ 工場立地に対し、雇用奨励金の交付や投下固定資産額に対する補助金交付などインセンティブを付与する。

別紙

1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和歌山県土地開発公社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

4 特定事業の内容

和歌山県土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成し、所有しているコスモパーク加太及び北勢田ハイテクパークの土地について、同公社が、工場、事務所その他の事業施設の用に供するために、事業用借地権を設定し、賃貸することを認める。

具体的には、例えばコスモパーク加太区域において、カゴメ(株)によるアジア最大規模(40ha、内温室20ha)のトマトのハイテク生産拠点の立地により、都市住民に安全な新鮮トマトを大量供給し、和歌山県が安心・安全な食を提供する地域ブランド化を図るとともに、都市と地方の交流促進の観点から、同所への見学コースや花畑、緑地公園等の交流施設の整備を検討することとしている。

また、北勢田ハイテクパークにおいては、一部、既に大阪府の企業が進出しているところであり、豊かな自然環境と都市圏、関西国際空港に近接する立地条件を活かし、食に関連した大都市圏との産業連携や供給・交流拠点づくりなど、都市との交流を促す企業誘致を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

コスモパーク加太(和歌山市)については、関西国際空港第1期事業土砂採取を伴うリゾート施設整備など公拡法第17条第1項第2号に基づく事業として造成した土地であるが、現下の厳しい経済状況を踏まえ、賃貸方式による企業誘致を可能とする本特例措置の適用を受けることが必要不可欠である。

また、北勢田ハイテクパーク(打田町)についても、都市圏、関西国際空港に近い工業団地として、公拡法第17条第1項第2号に基づく事業により造成し、未分譲区画につき、賃貸方式による企業誘致を可能とする本特例措置の適用を受けることが必要である。

このことにより、大都市圏近接地域における食と緑に関連した都市と地方の交流拠点づくりを推進することにより都市の健全な発展と秩序有る整備に寄与するものと考えている。

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和歌山県那賀郡岩出町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

4 特定事業の内容

岩出町が例えば、社団法人岩出町シルバー人材センターに農地を約2,000㎡貸し付け、社団法人岩出町シルバー人材センター自らが花卉や野菜等を栽培し、本年4月にオープンする農産物直売所や紀ノ川流域の歴史遺産の整備等とともに都市の住民を呼び込み交流を推進する「緑の歴史回廊事業」による観光拠点等で販売するなどにより、地域活性化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

岩出町は、下記のとおり農家人口の減少、高齢化の進展により、担い手が不足するとともに、経営耕地面積が、和歌山市や大阪府等からの住民の受け皿となる住宅建設等に係る農地の宅地への転換により、本県の中でも経営耕地面積の減少が著しく、耕作放棄地が1995年の1,060アールから2000年には1,617アールに、557アール増加し、遊休農地化の拡大が著しい地域である。

また、当該地域は、関西国際空港が位置する大阪府泉南地域と結ぶ泉佐野岩出線などの交通基盤が発達し、都市住民が簡便に訪れることが可能な地域であり、こうした地域において、新たな担い手による地域農業経営の多様化と遊休農地の解消・有効利用を図り、さらには「緑の歴史回廊事業」等により都市住民との交流による地域活性化を図る特例措置として、地方公共団体等による農地等の特定法人への貸付け事業を実施することは、当該地域において都市と地方との交流を推進する新ふるさと創りのために必要不可欠である。

(単位 : 人)

	2000年			1995年		
	農家人口	65歳以上	高齢化率	農家人口	65歳以上	高齢化率
岩出町	4,265	1,178	28%	4,583	1,140	25%
和歌山県	160,175	47,696	30%	175,333	45,699	26%

(単位 : a)

	2000年			1995年		
	経営耕地 面積	耕作放棄 地面積	耕作放棄 率	経営耕地 面積	耕作放棄 地面積	耕作放棄 率
岩出町	47,554	1,617	3%	56,983	1,060	2%
和歌山県	2,631,571	138,224	5%	2,964,262	101,853	3%

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和歌山県橋本市、那賀郡粉河町、貴志川町、岩出町内の農地において、和歌山県橋本市、那賀郡粉河町、貴志川町、岩出町及び農業協同組合以外の者で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第2条第2項各号の要件に該当する農地の貸付けにより市民農園を開設しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するため必要な事項等を内容とする事業実施協定（以下この欄において「事業実施協定」という。）を、市民農園を開設しようとする農地が所在する橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町及び和歌山県と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認めるものである。

また、NPO法人等農地を所有していない者が、橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する市町及び農地の貸付主体である市町又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認めるものである。

具体的には、例えば貴志川町西山地内の農家が、本特定事業を活用することにより、約1,000㎡の市民農園の開設を計画している。また橋本市杉尾地区では有機農業の里宣言を行い、安心・安全の食の提供と、都市住民を迎えての農業体験会など、積極的に取り組んでおり、約4,000㎡の市民農園の開設により更に発展させることとしている。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域の市町は、下記のとおり農家人口に占める65歳以上の者の割合は、1995年の25%から2000年には28%と拡大しており、高齢化、担い手不足が課題となっている。

さらに、特区区域の市町は、下記のとおり経営耕地面積が、農地の宅地への転換によるものと思われる、本県の中でも経営耕地面積の減少が著しい市町を

含む地域であるとともに、耕作放棄地が1995年の14,408アールから2000年には19,190アールに、4,782アール増加し、遊休農地化の拡大に歯止めをかける必要のある地域である。

また、当該地域は大阪の都心部と直結している南海高野線や大阪大環状へと繋がる国道371号や関西国際空港が位置する大阪府泉南地域と結ぶ泉佐野岩出線などの交通基盤が発達し、都市住民が簡便に訪れることが可能な地域であり、こうした地域において、農家人口の高齢化、担い手不足に歯止めをかけ、遊休農地の解消、都市住民との交流による地域活性化が図れる地方公共団体等以外の者による特定農地貸付け事業を行える今回の特例措置を講じることは喫緊の課題である。

(単位：人)

	2000年			1995年		
	農家人口	65歳以上	高齢化率	農家人口	65歳以上	高齢化率
橋本市	8,626	2,396	28%	9,506	2,344	25%
粉河町	6,843	1,945	28%	7,662	1,870	24%
貴志川町	3,444	1,009	29%	3,764	985	26%
岩出町	4,265	1,178	28%	4,583	1,140	25%
特区市町計	23,178	6,528	28%	25,515	6,339	25%
和歌山県	160,175	47,696	30%	175,333	45,699	26%

(単位：a)

	2000年			1995年		
	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率	経営耕地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率
橋本市	77,029	3,724	5%	98,668	3,049	3%
粉河町	143,881	10,576	7%	149,205	8,016	5%
貴志川町	41,429	3,273	8%	48,925	2,283	5%
岩出町	47,554	1,617	3%	56,983	1,060	2%
特区市町計	309,893	19,190	6%	353,781	14,408	4%
和歌山県	2,631,571	138,224	5%	2,964,262	101,853	3%

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和歌山県海草郡美里町、有田郡清水町、日高郡中津村、美山村、龍神村、西牟婁郡中辺路町、大塔村、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

銃器の使用以外の方法により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域である美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村は、森林整備を雇用の受け皿とする「緑の雇用事業」等を推進することにより、都市からのＩターン促進に積極的に取り組んでいる地域であるが、Ｉターン者が定住するためには、森林作業により得られる所得では十分とは言えず、自給的あるいは副業的に農業を行うことで収入基盤の安定を図ることが必要である。しかしながら、これらの地域における農作物の鳥獣被害は、年により変動はあるが、平成12年度では約3,600万円、平成13年度では約2,200万円と深刻な状況にあり、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲は、Ｉターン者の定住を促進する上で極めて重要な課題となっている。このため、本規制の特例措置を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

また、本特区区域においては、従前から、猟友会によるわな等の取扱いに係る講習が行われており、従事する者についても、鳥獣の生態や現地の鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な5年以上の狩猟経験を有する者又は過去3か年連続して本県の狩猟者登録を受けている者が従事しており、今後はこの者が指揮・監督に当たることで、猟具の設置や撤収方法等の更なる習熟を図る体制が整備されていると認められる。さらに、捕獲の実施に当たっては、鳥獣行政職員又は鳥獣保護員が立ち会うことによる適正な捕獲の実施、広報・放送等を通じての関係住民等への事前周知などにより、安全性についても確保されていると認められる。

